

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月14日（平成30年（行情）諮問第363号）

答申日：平成30年12月3日（平成30年度（行情）答申第342号）

事件名：「業務改善命令 H29年度」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「業務改善命令 H29年度」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月27日付け愛労発総0427第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
開示請求に係る行政文書を特定することができる。総務課には開示請求をしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成30年1月30日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- （2）これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月22日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

- （1）本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成30年1月30日付け（同

日受付)で、審査請求人が処分庁に対して、「業務改善命令 H29年度」についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、開示請求対象行政文書の特定が困難であったことから、同年2月16日付け及び同年3月9日付けで相当の期間を定めて補正を求めたところ、審査請求人から回答はなく、補正に応じる意思は認められなかった。したがって、本件開示請求については、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、同年4月27日付けで原処分を行ったものであり、審査請求人はこれを不服として本件審査請求を提起したものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「業務改善命令」に係る文書の開示を求めているが、都道府県労働局における命令は、労働者の労働条件の確保・改善や適正な職業紹介・職業派遣事業の実施等様々な目的をもって行っているところ、本請求は広範かつ曖昧であり、対象行政文書を特定できるものではない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続きについて

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書の形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める事ができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが困難であったため、請求者に対し、業務例等を示したうえで、開示を希望する業務の内容を特定するよう2度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めているが、請求者はこれに応じる意思を示すことはなかった。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続きは適正に行われたことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして確認させたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は処分庁に対して、「業務改善命令」に係る文書の開示を求めているが、都道府県労働局における命令は、労働者の労働条件の確保・改善や適正な職業紹介・職業派遣事業の実施等様々な目的をもって行っているところ、本請求は広範かつ曖昧であり、対象行政文書を特定できるものではない。

イ このように、本件開示請求書には、文書を特定するに足る事項が記載されていなかったことから、平成30年2月16日付けで、同年3月2日を期限として補正を求めた。

ウ しかし、期限までに、審査請求人から文書を特定するに足る回答がなかったことから、さらに、平成30年3月9日付けで、同月23日を期限として再度補正を求めた。

エ しかしながら、期限までに審査請求人から回答がなかったため、法4条1項に掲げる事項が記載されているとは認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成30年4月27日付けで原処分が行われたものである。

オ 以上のとおり、本件開示請求については、行政文書を特定するに足る事項が記載されなかったものであり、これに対する補正の求

めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当である。

- (2) 当審査会において確認したところ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、「業務改善命令 H29年度」の記載があるのみであり、また、処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」では、「業務改善命令 H29年度」について、「当該請求に係る対象文書としては、業務停止命令あるいは機械の停止命令等が考えられますが、その内容がわかるように、別添「回答書」等で回答願います。例えば、「〇〇課（室）が行った業務停止命令」もしくは「〇〇労働基準監督署が行った機械の停止命令」等と記載するよう補正を求めます。」旨記載し、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱わせていただく旨を伝えていることが認められる。

そうであるにもかかわらず、審査請求人が2度にわたる補正の求めに応じていないことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

- (3) したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子